

新着情報

愛称は『維新みらいふスタジアム』に決定！！



村岡知事と(株)みらいふ古下専務取締役

この愛称は、県有施設のネーミングライツ導入第1号となる維新公園陸上競技場の愛称として、1月12日から5年間、使用することになりました。

ネーミングライツとは、スポーツ・文化施設などの公共施設の愛称を命名する権利を導入することにより、県民の皆様に施設への一層の親しみと愛着を深めていただくとともに、県の新たな財源を確保することを目的としています。

命名権者は、福岡県久留米市に本社があり、県内にも事業所がある、住宅設備会社「株式会社みらいふ」で、命名権料は、5年間で6千万円（税抜）となっていますが、これは、財団の収入ではなく、どこまでも、山口県の一般財源となるものです。

愛称の募集に当たっては、皆さんに定着している“維新”の使用が必須となっていましたので、企業名と組み合わせて『維新みらいふスタジアム』とされたようです。

正式名称は、今後も「維新百年記念公園陸上競技場」のままですが、これから、公園内のサインや印刷物等について、順次、愛称に変更することになります。折しも、今年は、明治維新150年の記念すべき節目の年であり、この愛称が、一日も早く、県民の皆様に親しまれ、愛着を持っていただけるよう願っています。